

地区計画の区域内における行為の届出書

年 月 日

神栖市長 様

届出者 住所 _____

氏名 _____

都市計画法第58条の2第1項の規定に基づき

（土地の区画形質の変更
建築物の建築又は工作物の建設
建築物等の用途の変更
建築物等の形態又は意匠の変更
木竹の伐採）
について、下記により届け出ます。

記

- 1 行為の場所 神栖市 _____
- 2 行為の着手予定日 _____ 年 月 日
- 3 行為の完了予定日 _____ 年 月 日
- 4 設計又は施行方法

(1) 土地の区画形質の変更	区域の面積	m ²		
(2) 建築物の建築 又は工作物の 建設	(イ) 行為の種別 (建築物の建築・工作物の建設) (新築・改築・増築・移転)			
	(ロ) 設計の概要	届出部分	届出以外の部分	合計
	(i) 敷地面積			m ²
	(ii) 建築又は建設面積	m ²	m ²	m ²
	(iii) 延べ面積	m ²	m ²	m ²
(iv) 高さ	(v) 用途			
地盤面から m	(vi) 垣又は柵の構造			
(3) 建築物等の 用途の変更	(イ) 変更部分の延べ面積		m ²	
	(ロ) 変更前の用途		(ハ) 変更後の用途	
(4) 建築物等の形態又は意匠の変更	変更の内容			
(5) 木竹の伐採	伐採面積	m ²		

- 備考 1 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。
- 2 建築物等の用途の変更について変更部が二以上あるときは、各部ごとに記載すること。
- 3 地区計画において定められている内容に照らして、必要な事項について記載すること。
- 4 同一の土地の区域について2以上の種類の行為を行おうとするときは、一の届出書によることができる。
- 5 添付書類
- (1) 土地の区画の変更
イ 当該行為を行う土地の区域並び当該区域内及び当該区域の周辺の公共施設を表示する図面で縮尺1/1,000以上のもの。
ロ 設計図で縮尺1/100以上のもの。
- (2) 建築物の建築若しくは工作物（建築物以外の工作物をいう。以下同じ）の建設又は建築物若しくは工作物の変更
イ 敷地内における建築物又は工作物の位置を表示する図面で縮尺1/100以上のもの。
ロ 2面以上の建築物又は工作物の立面図及び各階平面図（建築物である場合）で縮尺1/50以上のもの
- (3) 建築物又は工作物の形態又は意匠の変更にあつては、前号イに掲げる図面及び2面以上の立面図で縮尺1/50以上のもの。
- (4) 木竹の伐採
イ 当該行為を行う土地の区域を表示する図面で縮尺1/1,000以上のもの。
ロ 当該行為の施行方法を明らかにする図面で縮尺1/100以上のもの。
- (5) その他参考となる事項を記載した図書。